平成３０年（フ）第５７号
秋田市将軍野堰越８番５―405号
債務者　駒井　満理
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７０号
秋田市川尻大川町３番26号
債務者　正木　智絵
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６１号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目15番６号　塚口ハイツ302
債務者　中田　歩美（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６８号
兵庫県西宮市上之町２番１―201号
債務者　和食喜久屋こと　牧田　浩和
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２９号
福岡県久留米市太郎原町1267番地、前住所福岡県久留米市中央町18番地２　メゾン・ド・プレザージュ206号
債務者　長岡美千子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３０号
佐賀県伊万里市脇田町461番地15
債務者　村上　真美
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１２７号
大分市大字国分1973番地の34（市営Ｈ５－２Ａ３―201）
債務者　中島　由貴
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５９号
宮崎県延岡市沖田町2629番地１　ガーデンヒルズ沖田Ｃ　205
債務者　大村　　彩
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第６１号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草3180番地の１
債務者　池田　経雄
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３０号
千葉県銚子市上野町266　藤田荘Ａ棟、住民票上の住所千葉県銚子市清川町１丁目1148番地
債務者　藤田　晴久
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第４２号
石川県野々市市押野２丁目226番地　有限会社ＹＵＳＨＩＮ内、住民票上の住所金沢市西金沢２丁目158番地３
債務者　山本　耕嗣（旧名孝次）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５０号
兵庫県尼崎市戸ノ内町２丁目６番11号　田中文化
債務者　藤田　尚彦
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５５号
兵庫県尼崎市大西町３丁目１番17―２号
債務者　福浦　朋子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４２号
福岡県久留米市大橋町合楽525番地７
債務者　園木　隆広
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第４号
栃木県芳賀郡茂木町大字後郷1222番地
債務者　中村　　愛
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成３０年（フ）第３１４号
さいたま市岩槻区原町１番10号　あかつき荘
債務者　髙橋　晃一
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３２８号
埼玉県蕨市南町１丁目21番１号　パークサイドＲ202号、旧住所埼玉県蕨市塚越３丁目９番５号　深谷方
債務者　古谷　慎治
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係